

令和2年松前町規則第16号

松前町立保育所管理規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年10月8日

松前町長 岡本 靖

松前町立保育所管理規則の一部を改正する規則

松前町立保育所管理規則（平成29年松前町規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>延長保育</u>の実施)</p> <p>第7条 <u>延長保育</u>（条例第5条第2項に規定する延長保育 _____をいう。 以下同じ。）を実施する保育所及び実施時間は、別表のとおりとする。</p> <p>(<u>延長保育</u>の対象児童)</p> <p>第8条 <u>延長保育</u>の対象児童は、<u>延長保育</u>を実施する保育所に入所している児童であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>延長保育</u>を利用する月の末日において1歳以上であること。</p> <p>(2) 保護者の就労形態、通勤時間等により、<u>延長保育</u>が必要であること。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(<u>時間外保育</u>の実施)</p> <p>第7条 <u>時間外保育</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）を実施する保育所及び実施時間は、別表のとおりとする。</p> <p>(<u>時間外保育</u>の対象児童)</p> <p>第8条 <u>時間外保育</u>の対象児童は、<u>時間外保育</u>を実施する保育所に入所している児童であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>時間外保育</u>を利用する月の末日において1歳以上であること。</p> <p>(2) 保護者の就労形態、通勤時間等により、<u>時間外保育</u>が必要であること。</p> <p>(3) 省略</p>

(延長保育の利用手続)

第9条 延長保育を利用しようとする保護者は、延長保育利用申請書（様式第1号）に延長保育が必要であることを証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、延長保育が必要であることを証する書類を既に提出している場合は、これを省略することができる。

(延長保育の利用承認)

第10条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、延長保育の利用の可否を決定し、延長保育利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(延長保育の利用辞退)

第11条 延長保育を利用する保護者は、延長保育の利用の必要がなくなったときは、速やかに延長保育利用辞退届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(延長保育の利用停止)

第12条 町長は、延長保育を利用する保護者が次のいずれかに該当するときは、延長保育の利用を停止することがある。

- (1) 町長が延長保育の利用を不相当と認めたとき。
- (2) 正当な理由なく次条に規定する延長保育料を3月分以上滞納したとき。

2 町長は、前項の規定により延長保育の利用を停止するときは、延長保育利用停止通知書（様式第4号）により保護者に通知す

(時間外保育の利用手続)

第9条 時間外保育を利用しようとする保護者は、時間外保育利用申請書（様式第1号）に時間外保育が必要であることを証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、時間外保育が必要であることを証する書類を既に提出している場合は、これを省略することができる。

(時間外保育の利用承認)

第10条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、時間外保育の利用の可否を決定し、時間外保育利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(時間外保育の利用辞退)

第11条 時間外保育を利用する保護者は、時間外保育の利用の必要がなくなったときは、速やかに時間外保育利用辞退届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(時間外保育の利用停止)

第12条 町長は、時間外保育を利用する保護者が次のいずれかに該当するときは、時間外保育の利用を停止することがある。

- (1) 町長が時間外保育の利用を不相当と認めたとき。
- (2) 正当な理由なく次条に規定する時間外保育料を3月分以上滞納したとき。

2 町長は、前項の規定により時間外保育の利用を停止するときは、時間外保育利用停止通知書（様式第4号）により保護者に通知す

るものとする。

(延長保育料)

第13条 条例第10条第3項の延長保育料（以下「延長保育料」
という。）は、児童1人当たり月額2,500円とする。

2 月の途中で延長保育の利用を開始し、辞退し、又は停止された
ときであっても、当該月分の延長保育料は、前項の額とする。

(納期限)

第14条 保育料及び延長保育料の納期限は、保育又は延長保育
の利用をした月の末日（12月にあつては、25日）とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、直後の同法に規定する休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

別表（第7条関係）

名称	実施時間
松前ひまわり保育所	平日の午後6時から午後7時まで
白鶴保育所	

様式第1号（第9条関係）

るものとする。

(時間外保育料)

第13条 条例第10条第3項の時間外保育料（以下「時間外保育料」
という。）は、児童1人当たり月額2,500円とする。

2 月の途中で時間外保育の利用を開始し、辞退し、又は停止した
ときであっても、当該月分の時間外保育料は前項の額とする。

(納期限)

第14条 保育料及び時間外保育料の納期限は、保育料及び時間外保
育の利用をした月の末日（12月にあつては、25日）とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、直後の_____休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

別表（第7条関係）

名称	実施時間
松前ひまわり保育所	月曜日から金曜日までの午後6時から午後7時まで

様式第1号（第9条関係）

延長保育利用申請書

省略

省略	
延長保育 の希望理由	
省略	

様式第 2 号（第10条関係）

延長保育利用承認(不承認)通知書

省略

省略	
延長保 育料	
省略	
(注意) 延長保育の必要がなくなったときは、速やかに延長保育辞退届を提出してください。	

省略

省略

省略

時間外保育利用申請書

省略

省略	
時間外保育 の希望理由	
省略	

様式第 2 号（第10条関係）

時間外保育利用承認(不承認)通知書

省略

省略	
時間外 保育料	
省略	
(注意) 時間外保育の必要がなくなったときは、速やかに時間外保育辞退届を提出してください。	

省略

省略

省略

様式第 3 号（第11条関係）

延長保育利用辞退届

省略
省略

様式第 4 号（第12条関係）

延長保育利用停止通知書

省略
省略
省略

様式第 3 号（第11条関係）

時間外保育利用辞退届

省略
省略

様式第 4 号（第12条関係）

時間外保育利用停止通知書

省略
省略
省略

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。